

堺市会計規則の一部を改正する規則

堺市会計規則（平成１９年規則第４３号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１０の項及び３７の項中「所次長」を「所長」に改め、同表の４６の項中「所次長」を「〃」に改め、同表の５７の項中「所次長」を「所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表第１の規定は、令和７年４月１日から適用する。